平成27年６月５日

株　主　各　位

第53回定時株主総会に際しての
インターネット開示事項

・事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表

法令ならびに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ines.co.jp）に掲載することにより、株主の皆様に提供しているものであります。

株式会社 アイネス

株式会社の支配に関する基本方針

平成27年３月31日現在の当社の株式会社の支配に関する基本方針および同基本方針に基づく具体策（以下、「同基本方針等」といいます。）は以下のとおりであり、その有効期間は、平成27年６月26日開催予定の第53回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までであります。なお、当社は、平成27年４月27日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって、同基本方針等について更新しないことを決議しております。

① 基本方針の内容

当社は、情報システムの設計・開発からシステム稼働後の運用・保守までの一貫したソリューション・サービスを提供することを基本戦略と位置付け、当社独自の特色・強みを一層追求・発揮することで、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを図っております。

他方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社は、社会の諸活動を支えるサービスとして、地方自治体や金融機関などに向け、公共的なサービスの基盤となるインフラストラクチャーとしての情報システムを提供しております。このため、こうしたお客様との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立し、安定的に長期的なサービスを提供できる開発・技術体制、人材体制、設備体制、管理体制、セキュ

リティ体制および財務体制の実現を図ることが不可欠であり、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことに邁進しておりますが、これらが当社の株式の買付を行う者により十分に理解され、中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

また、当社の企業価値の源泉である当社独自の特色・強みは、Web型の総合行政情報システムであるWebRingsに代表される当社のノウハウ、経験の集積である各種ソフトウェアを、特定の業種・業態向けにパッケージまたはツールという形で商品化した「ソリューション・ソフト」をはじめとする各種ソフトウェア資産、ノウハウ、経験の集積である無形の資産にあります。したがって、外部者である買付者から買付の提案を受けた際に、株主の皆様が当社のこうした無形の経営資源の価値を正しく評価し、かかる経営資源に基づく将来の経営計画の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

ａ．企業価値向上のための取組み

情報通信技術は、社会基盤のひとつとしてますますその重要性を高めております。当社グループは「創造 和 挑戦」を社是として、わが国の情報化推進の一翼を担い、社会の発展に寄与することを使命としております。

当社グループは、持続的な成長と高収益体質を確立し、株主・顧客・従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーの満足を図ること、また、平成26年７月の創立50周年を機に、次の半世紀への成長基盤を創ることを目指しております。これらの実現のため、以下の課題に取り組んでまいります。

(a) 受注・売上の拡大

今後も成長が見込まれるIT サービス市場の中で、IT コンサルティングから運用・保守までの一貫したワンストップサービスを武器に、新規顧客の開拓や既存顧客の深耕に取り組み、受注・売上の拡大を図ってまいります。

(b) 高付加価値ビジネスへの転換

当社の強みである運用事業において、品質改善やコスト削減を実施して競争力をさらに高めるとともに、より付加価値の高いデータセンターサービスの提供を拡大してまいります。さらに、新規ソリューションやパッケージの開発・販売に注力し、高付加価値ビジネスへの転換を図ってまいります。

(c) 技術力の向上

市場の要求に応える先端技術に積極的に取り組み、当社グループの得意分野における技術・ノウハウを蓄積し、組織的に活用することで技術力の向上を図ってまいります。

(d) グループ内外との連携による事業の拡大

当社グループ内での連携を従来にも増して強化するとともに、戦略パートナーの技術ノウハウを活用することで事業を拡大いたします。また、シナジー効果が見込める場合には、M&Aを積極的に検討してまいります。

(e) 品質の向上

当社の製品・サービスの品質が競争力の基盤と認識し、品質保証本部を中心として継続的に品質向上に取り組んでおります。また、全社でのキャンペーン活動などを通じて社員のさらなる品質意識の向上を図ってまいります。

(f) 活力ある組織構築と人材育成

「仕事に厳しく、人に優しい職場づくり」に向け、社内のコミュニケーションを活発化し、活力ある組織体制を構築いたします。さらに、技術、プロジェクト管理、マネジメント、国際化などの面で、持続的成長と高収益企業を支える幅広い人材の育成を図ってまいります。

(g) 管理体制の強化とＣＳＲの推進

管理体制の強化のため、社員のコンプライアンス意識の維持・向上のための教育を充実させ、内部統制体制の強化を図るとともに、情報セキュリティや個人情報保護のさらなる徹底を推進いたします。また、企業が求められる社会的責任を果たすため、環境保全活動や社会貢献

活動などに取り組み、社会の発展に寄与してまいります。

これらの取組みにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益の更なる向上を図ることができるものと考えております。

b．コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を図るため、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本方針を定めております。

(a) 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。

(b) 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことによって、企業活動の透明性を確保する。

(c) 取締役会・監査役（会）による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役（会）の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

また、当社は、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化するために取締役の任期を１年とするとともに、現在の取締役９名のうち１名を社外取締役としております。監査役についても、現在の監査役３名のうち２名を社外監査役としております。

このような役員体制のもと、上記のコーポレート・ガバナンスの基本方針に則り、毎月定例的に開催する取締役会には、社外取締役を含む取締役全員および社外監査役を含む監査役全員が出席し、社外取締役および監査役は、積極的かつ活発に質疑や意見陳述を行っております。

また、会社の業務執行は、取締役会で選任した執行役員が推進する体制としており、執行業務に関する重要事項は、執行役員により構成する経営会議を毎月定例的に開催し、経営計画・組織体制・財務状況・営業状況等について実務的な審議・検討等を行い迅速な経営の意思決定に寄与しております。なお、この経営会議にも監査役は出席しており経営陣による業務執行を十分に監視できるようにしております。

さらに、当社は、社長が直接指示する内部監査部門を設置して業務の適正化を図っており、また、当社会計監査人には適正な会計監査ができる環境を提供し、期中を通じて期末等に偏らない監査を受けております。なお、監査役は、内部監査部門および会計監査人と十分な連携を図るとともに、毎月定例的に開催する監査役会において直接に業務執行部門から業務遂行状況を聴取するなど、業務執行について適切な監視を行っております。

一方、当社は、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保し、当社業務の適正を確保するため、「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」を平成18年５月25日開催の取締役会で決議しており、この基本方針では、会社法で定められた体制のほか、内部統制上必要と考えられる事項を網羅しております。さらに、毎事業年度末にはこれを検証し、必要に応じ見直しを行い、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成21年６月24日開催の当社第47回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、当社定款第18条に基づき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の更新」を決議し、同日開催の取締役会において、当該基本方針に基づく具体的な対応策を導入しておりますが、いずれも平成24年６月22日開催の当社第50回定時株主総会の終結の時をもって、その有効期間は終了しました。そこで、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社定款第18条に基づき当社株式の大規模買付行為に関する対応策の基本方針（以下「本基本方針」といいます。）の内容を平成24年６月22日開催の当社第50回定時株主総会決議により、次のとおり一部変更のうえ更新しております。

ａ．本基本方針の概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、平成24年６月22日開催の当社第50回定時株主総会により決議された本基本方針に基づく具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件および取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（平時の買収防衛策）としております。

ｂ．本プランの概要

当社株券等の保有者の保有割合が20％以上となる買付等を行う買付者等は、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付け、買付後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が定める情報および当該買付者等が買付等に際して当社の手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を、当社の定める書式により提出するものとしております。

当社取締役会は、当該書面を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供し、独立委員会がこれを必要情報として不十分と判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い追加情報を提出するものとしております。

買付者等が上記の手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当社取締役会または当社株主総会の決議により、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して、その保有する株式１株につき本新株予約権２個を上限として、当社取締役会または当社株主総会の決議をもって別途定める割合で無償にて割当てます。

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

独立委員会は、買付者等および当社取締役会から情報提供が充分になされたと認めた場合、最長60日間の検討期間（ただし、必要な範囲で最長30日間延長を行うことができます。）を設定し、買付等はこの検討期間が経過した後に初めて実施され得るものとしております。なお、独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家の助言を受けることができます。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の評価・検討等を行い、買付者等が上記の情報提供および検討期間の確保その他当社の手続を遵守しなか

った場合、または、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものである場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当てに関する議案の付議を勧告します。

独立委員会は、当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が新株予約権の無償割当ての実施に該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

本基本方針および本プランの有効期間は、平成24年６月22日開催の当社第50回定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。

なお、本基本方針および本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（ホームページhttp://www.ines.co.jp）に掲示しております。

④　上記②③の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

ａ．上記①の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②の取組み）について

上記②に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記①の基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、上記①の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

ｂ．上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③の取組み）について

(a) 本基本方針が上記①の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締

役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記①の基本方針に沿うものです。

(b) 上記③の取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記①の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア　買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（『企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則』）を充足しています。

イ　株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり当社第50回定時株主総会において承認可決されることにより決定されております。

また、本基本方針には有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。

また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。したがって、本基本方針およびこれに従って更新される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

ウ　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。このように、独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、独立委員会の委員には、当社社外監査役から不破 邦俊および仁科 秀隆の両氏が、また、社外の有識者として布井 千博氏がそれぞれ就任いたしております。

エ　合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ　外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ　当社取締役の任期が１年であること

当社は、当社取締役の任期を１年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針および本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

［連結注記表］

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社は㈱ＫＤＳ、㈱アイ・エス・エス、㈱ＳＫサポートサービス、新日本システム・サービス㈱の４社であります。

なお、愛寧寿信息系統（上海）有限公司及び愛寧寿信息系統（香港）有限公司については、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

非連結子会社である愛寧寿信息系統（上海）有限公司、愛寧寿信息系統（香港）有限公司は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産

仕掛品……個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

・本社・横浜事業所・川崎事業所・赤坂オフィス・幕張事業所の建物及び連結子会社の建物の一部……定額法

・特定の契約に基づく専用設備
……定額法

・その他の有形固定資産……定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	６～63年
工具、器具及び備品	３～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

・市場販売目的のソフトウェア
……見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額
見込有効期間は３年以内であります。

・その他の無形固定資産……定額法

③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
④少額減価償却資産……取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年均等償却
⑤長期前払費用……定額法

(3) 重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②受注損失引当金……請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。
③賞与引当金……従業員の賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。
④役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
⑤役員退職慰労引当金……役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準
・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの……進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
・その他のもの……完成基準

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
①退職給付に係る負債の計上基準
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が104百万円増加し、利益剰余金が67百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ53百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額は１円02銭減少し、１株当たり当期純利益金額は１円08銭増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　13,504百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式(注)1	48,000,000	―	15,900,000	32,100,000
合計	48,000,000	―	15,900,000	32,100,000
自己株式				
普通株式(注)2,3	15,988,887	2,545	15,901,840	89,592
合計	15,988,887	2,545	15,901,840	89,592

(注) １．普通株式の発行済株式総数の減少15,900,000株は、自己株式の消却による減少であります。

２．普通株式の自己株式の株式数の増加2,545株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

３．普通株式の自己株式の株式数の減少15,901,840株は、自己株式の消却による減少15,900,000株、ストック・オプションの行使による減少1,800株及び単元未満株式の売渡しによる減少40株であります。

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月26日 定時株主総会	普通株式	256百万円	8.00円	平成26年３月31日	平成26年６月27日
平成26年10月30日 取締役会(注)	普通株式	416百万円	13.00円	平成26年９月30日	平成26年12月８日
計		672百万円			

(注) １株当たり配当額の内訳は、普通配当８円、創立50周年記念配当５円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日 定時株主総会	普通株式	256百万円	利益剰余金	8.00円	平成27年３月31日	平成27年６月29日

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、主に流動性が高く、かつ安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして、預金や短期投資(ＭＭＦ及びＦＦＦ)であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内における与信管理に関する規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、適正な価格で評価をしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)２．参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,459	8,459	―
(2) 受取手形及び売掛金(※)	12,390	12,390	―
(3) 有価証券	351	351	―
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,623	1,623	―
資産計	22,825	22,825	―
(1) 買掛金	2,266	2,266	―
負債計	2,266	2,266	―

(※)受取手形及び売掛金については、一般貸倒引当金を控除しております。

(注)１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券（社債）は取引金融機関から提示された価格によっております。ＭＭＦ及びＦＦＦは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資であるため、当該帳簿価額によっております。種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額(※)	取得原価又は償却原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1)株式	1,116	474	641
	(2)債券(社債)	506	506	0
	小計	1,623	981	641
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券(社債)	―	―	―
	小計	―	―	―
合計		1,623	981	641

(※)現金及び預金と同等の性格を有することから、上表に含めていない有価証券は、ＭＭＦ及びＦＦＦであり、連結貸借対照表計上額は351百万円であります。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
子会社株式	0
関係会社出資金及び出資金	13
その他有価証券 非上場株式	27

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券」及び「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3．金融債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,459	―	―	―
受取手形及び売掛金	12,390	―	―	―
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの 債券（社債）	―	―	506	―
合計	20,850	―	506	―

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,350円04銭
1株当たり当期純利益	26円47銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年４月27日開催の取締役会において、下記のとおり分配可能額の引き上げを図るために資本金及び資本準備金の額を減少すること、ならびに自己株式の取得に関する方針について決議しました。

Ⅰ．資本金及び資本準備金の額の減少

１．資本金及び資本準備金の額の減少の目的

分配可能額の大幅拡充を図り、今後の中長期に亘る資本政策の柔軟性・機動性を高めることを目的とするものです。

２．資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行った上で、減少する額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

３．減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額314億57百万円のうち164億57百万円を減少し、150億円とします。

資本準備金の額78億64百万円のうち41億14百万円を減少し、37億50百万円とします。

なお、純資産の部の項目間における振替処理であり、発行済株式総数および純資産額に変動はありません。

４．資本金及び資本準備金の額の減少のスケジュール

（１） 取締役会決議日　　平成27年４月27日
（２） 債権者異議申述最終期日　　平成27年６月19日（予定）
（３） 定時株主総会決議日　　平成27年６月26日（予定）
（４） 効力発生日　　平成27年６月26日（予定）

Ⅱ．自己株式取得に関する方針

１．自己株式取得に関する方針策定の目的

上記「Ⅰ．資本金及び資本準備金の額の減少」において拡充した分配可能額を原資に、今後約２年間に亘り継続的に自己株式を取得していくことにより、資本効率ならびに企業価値向上、株主還元強化を目的とするものです。

２．自己株式取得に関する方針の概要

取得総額	総額100億円（予定）
取得期間	資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生後約2年間（予定）
買付方法	市場買付を原則とします。
その他	①本件は、平成27年６月26日開催予定の第53回定時株主総会において、「資本金及び資本準備金の額の減少の件」が承認可決されることを前提としております。 ②個々の自己株式取得については、会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づき、改めて取締役会決議において決定します。 ③取得した自己株式については、原則消却する予定です。

［個別注記表］

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品……個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②原材料及び貯蔵品……個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①本社・横浜事業所・川崎事業所・赤坂オフィス及び幕張事業所の建物
……定額法

②特定の契約に基づく専用設備……定額法

③その他の有形固定資産……定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	６～63年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

①自社利用のソフトウェア……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

②市場販売目的のソフトウェア……見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額
見込有効期間は３年以内であります。

③その他の無形固定資産……定額法

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 少額減価償却資産……取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年均等償却

(5) 長期前払費用……定額法

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金……請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。

(3) 賞与引当金……従業員の賞与の支出に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。

(4) 役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えるため、翌事業年度の役員賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金……執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの……進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他のもの……完成基準

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が104百万円増加し、繰越利益剰余金が67百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ53百万円増加しております。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額は１円02銭減少し、１株当たり当期純利益金額は１円08銭増加しております。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額	12,517百万円
２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	17百万円
長期金銭債権	744百万円
短期金銭債務	337百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	83百万円
関係会社からの仕入高	2,479百万円
関係会社とのその他の営業取引高	10百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	164百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項　　（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（注）１，２	15,988,887	2,545	15,901,840	89,592

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加2,545株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

２．普通株式の自己株式の株式数の減少15,901,840株は、自己株式の消却による減少15,900,000株、ストック・オプションの行使による減少1,800株及び単元未満株式の売渡しによる減少40株であります。

税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産	266百万円
賞与引当金	378百万円
未払事業税	54百万円
その他	46百万円
	746百万円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	46百万円
土地等減損損失	364百万円
投資その他の資産	163百万円
退職給付引当金	2,667百万円
役員退職慰労引当金	39百万円
その他	78百万円
小計	3,360百万円
評価性引当額	△　528百万円
	2,831百万円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務	△　36百万円
その他有価証券評価差額金	△　167百万円
	△　204百万円
繰延税金資産（負債）の純額	
繰延税金資産（流動）	746百万円
繰延税金資産（固定）	2,627百万円
	3,374百万円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は321百万円減少し、法人税等調整額が338百万円、その他有価証券評価差額金が17百万円、それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
工具、器具及び備品	17	14	2

２．未経過リース料期末残高相当額

１年内	1百万円
１年超	0百万円
合計	2百万円

３．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	3百万円
減価償却費相当額	3百万円
支払利息相当額	0百万円

４．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

５．利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱アイ・エス・エス	川崎市高津区	200	情報処理サービス 不動産管理	（所有）直接 100.0	情報処理サービス業務・不動産管理業務の委託	不動産の賃借	37	差入保証金	744

（注）上記金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件につきましては、近隣の相場を勘案し、両社協議の上で個別に決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,310円14銭
１株当たり当期純利益	18円97銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成27年４月27日開催の取締役会において、下記のとおり分配可能額の引き上げを図るために資本金及び資本準備金の額を減少すること、ならびに自己株式の取得に関する方針について決議しました。

Ⅰ．資本金及び資本準備金の額の減少

１．資本金及び資本準備金の額の減少の目的

分配可能額の大幅拡充を図り、今後の中長期に亘る資本政策の柔軟性・機動性を高めることを目的とするものです。

２．資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行った上で、減少する額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

３．減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額314億57百万円のうち164億57百万円を減少し、150億円とします。

資本準備金の額78億64百万円のうち41億14百万円を減少し、37億50百万円とします。

なお、純資産の部の項目間における振替処理であり、発行済株式総数および純資産額に変動はありません。

４．資本金及び資本準備金の額の減少のスケジュール

（１） 取締役会決議日　　平成27年４月27日
（２） 債権者異議申述最終期日　　平成27年６月19日（予定）
（３） 定時株主総会決議日　　平成27年６月26日（予定）
（４） 効力発生日　　平成27年６月26日（予定）

Ⅱ．自己株式取得に関する方針

１．自己株式取得に関する方針策定の目的

上記「Ⅰ．資本金及び資本準備金の額の減少」において拡充した分配可能額を原資に、今後約２年間に亘り継続的に自己株式を取得していくことにより、資本効率ならびに企業価値向上、株主還元強化を目的とするものです。

２．自己株式取得に関する方針の概要

取得総額	総額100億円（予定）
取得期間	資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生後約2年間（予定）
買付方法	市場買付を原則とします。
その他	①本件は、平成27年６月26日開催予定の第53回定時株主総会において、「資本金及び資本準備金の額の減少の件」が承認可決されることを前提としております。 ②個々の自己株式取得については、会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づき、改めて取締役会決議において決定します。 ③取得した自己株式については、原則消却する予定です。